

14 ネットワーク産業

(1) エネルギー分野

電気事業分野

ア インバランス料金体系の見直し【平成20年度中検討・結論、平成21年度中措置】

安定供給に資するため、インバランス精算制度を見直す必要がある。

具体的には、需給逼迫時に節約と増産のインセンティブを与えるため、インバランス精算の単価は、季特別に需給を反映したものとし、不足分には課金し超過分には支払う方式とすることについて検討し、結論を得て措置を講ずる。(エネア b)

イ インバランス料金適用範囲の見直し【平成20年度中検討・結論、平成21年度中措置】

さらに、安定供給の確保のためには、上記のインバランス精算制度をPPSだけでなく、一般電気事業者に対しても適用する必要がある。そのため、インバランス精算に関して、一般電気事業者とPPSとを対等に扱う制度へと近づけることを検討し、結論を得て措置を講ずる。具体的には、一般電気事業者はインバランス料金に関する収支を作成する。(エネア c)

ウ 時間前市場の導入【平成20年度中検討・結論、平成21年度中措置】

安定供給確保のためには、インバランス精算量を出来る限り少なくすることが役立つ。そのためには、前日スポット市場が閉鎖した後に開設される時間前取引市場(現物受渡しの一定時間前に電気の取引を行う市場)の導入が有効である。

したがって、市場参加者のニーズ、系統運用への影響、費用対効果の観点を踏まえ、この制度の導入を検討し、結論を得て措置を講ずる。(エネア c)

エ 環境を保全するための排出係数の算定方式見直し等

我が国の発電所が発生させるCO₂の排出量を削減するためには、需要家が電力消費を昼から夜間へシフトするよう促すインセンティブを与えることが有効である(ただしこれは、昼から夜へのシフトによりCO₂排出量が減る場合である。逆の場合は、夜から昼へシフトさせる必要がある)。さらに、需要家が、自社の電力消費が発生させるCO₂排出量を考慮して発電会社を時間帯ごとに選択をするインセンティブを与えることが有効である。そのために、「季特別平均排出係数」

を採用することも含めて検討し、結論を得る。**【平成 20 年度中検討・結論】**(
エネ ア a)

また、供給側による多様な削減努力の成果が事業者別の排出係数等に適切に反映されるような方策を検討し、結論を得て措置を講ずる。**【平成 20 年度中検討・結論、平成 21 年度中措置】**(エネ ア b)

オ 送電ロス調達の効率化に資する卸電力取引所の活性化【平成 20 年度中検討・結論、平成 21 年度中措置】

現行の制度では、個々の一般電気事業者および P P S が、それぞれの異なる発電単価にもとづいて送電ロス分を自ら発電又は調達する仕組みとなっている。卸電力取引所の流動性が十分でない現状では、この仕組みのもとで送電ロス分が効率的に調達できないおそれがある。送電ロス分の効率的な調達を可能とするためにも、卸電力取引所の活性化について検討し、結論を得て措置を講ずる。(エネ ア d)

カ 原子力発電所における保安の在り方

エネルギーの安定供給確保及び地球温暖化対策の観点から、基幹電源として原子力発電を最大限に活用することは重要であり、原子力発電の一層科学的合理的運営を実現する必要がある。

このような中、発電用原子炉及びその付属設備の現行検査制度については、プラントを停止するまでの間隔を一律 13 カ月に固定している現行制度について、プラント毎の特性に応じたきめ細かい検査への移行も含めた抜本的見直しについて検討し、結論を得て措置を講ずる。**【平成 20 年度中検討・結論・措置】**(エネ ア a)

また、現行検査制度においては、定期検査、保安検査及び定期安全管理審査の中で検査に一部重複が存在しており、事業者にとっては過剰な負担となっているとの指摘があることから、これらの検査の運用改善について引き続き検討を進める。**【平成 20 年度中検討】**(エネ ア b)

さらに、官庁立会検査に際して、検査が実施されるまでの待ち時間の発生を回避するため、事業者が休日及び夜間に検査を実施することを妨げないような運用方法について検討を行い、結論を得て措置を講ずる。**【平成 20 年度中検討・結論・措置】**(エネ ア c)

ガス事業分野

ア 現行の1時間同時同量制度の在り方の見直し【平成20年度中検討・結論、平成20年度以降逐次措置】

託送供給依頼者は、現在、1時間あたり $\pm 10\%$ 以内の範囲の同時同量が義務付けられている。この範囲は、一般ガス事業者のネットワークに支障のないものという考え方で導入されたものである。しかし、同時同量の運用状況（一般ガス事業者の1時間あたりのガス供給量・ガス需要量）については必ずしも明確になっていないところである。したがって、主要な一般ガス事業者のネットワークの運用実態に関する実証的なデータを多面的に検証した上で、同時同量範囲は託送供給依頼者と託送供給実施者と同程度とすべきという指摘を考慮しつつ、現行制度の見直しについて検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。（エネイ b）

イ 託送料金算定における気化・圧送コストの取り扱いの見直し【平成20年度中検討・結論、平成20年度以降逐次措置】

託送料金原価に、気化・圧送コストが全額含まれていることについては、気化・圧送設備の大部分（気化器・海水ポンプ等）はガス製造にかかる設備であることや、ガス送出流量の調整に寄与している設備について、託送供給依頼者も同様の設備を保有し、託送供給受託者の導管圧力調整と連動して時々刻々送出圧力の調整を行っていること等から、託送供給依頼者にとっては二重のコスト負担になっているとの指摘がある。このため、特に気化器にかかるコストが、製造費用であるかネットワーク関連費用であるかについて、実証的なデータに基づく検証をその方法の検討も含めて行い、新規参入者にとって過剰な負担とならぬよう、従来の取り扱いの見直しについて検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。（エネイ c）

ウ 一般ガス事業者間における長距離導管建設促進に資する施策等の推進【平成20年度中検討・結論、平成20年度以降逐次措置】

ガス導管網については、一部の長距離導管を除けば、大半が需要地に近接して建設されたLNG基地等を中心に発展してきており、欧米と比べても輸送導管の発達が不十分である。こうした中、我が国の将来的なガス市場の活性化と公正な競争の促進を図る観点から、ガス導管網の更なる延伸を進めるべく、低利融資等、一般ガス事業者間における長距離の導管建設を推進する政策支援を促進するとともに、事業者間の利害調整を円滑に行うための施策（接続命令制度の導入等）について検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。（エネイ）

エ 託送部門の一層の中立性と透明性を確保するための会計分離の徹底【平成 20 年度中検討・結論、平成 20 年度以降逐次措置】

託送料金の透明性の確保の観点や、会計分離の不徹底による内部補助を通じて、競争条件のイコールフットイングが確保されていないのではないかという指摘がある。また、総括原価算定の際における広告費の配賦基準として延べ調定件数(需要家の契約件数)比を用いて部門別に配賦するルールとなっているため、大口顧客 1 件と小口顧客 1 件が同様に扱われていることから広告費の大宗が契約件数の多い小口料金に配賦されてしまう。これらを踏まえ、より一層の会計分離の徹底を行うなどの制度の見直しの必要性について検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。(エネ イ)

(2) ICT (情報・通信等) 分野

郵便・一般信書便事業における競争環境の整備

ア ユニバーサルサービスの在り方及びその確保策に関する検討【平成 19 年度以降検討、平成 21 年度までに結論】

昨今の社会経済情勢の変化を踏まえ、郵便・信書便におけるユニバーサルサービスの在り方について、基本に立ち戻った議論に速やかに着手し、結論を得る。

その際には、ユニバーサルサービス確保策として、一部の諸外国において国庫補助方式や基金方式が採用されていることを踏まえ、これらの方策についても検討を行う。(情通工)

イ ユニバーサルサービスコストの算定方法の検討【平成 19 年度以降検討、平成 21 年度までに結論】

ユニバーサルサービス確保策の検討に当たっては、まず、ユニバーサルサービスのコストを明確にすることが必要である。ユニバーサルサービスのコストは、郵便のネットワーク開放に当たっての接続料金や基金方式を採用した場合の基金の規模等を算定する際の基礎データとなるものであることから、その算定方法の検討に速やかに着手する。(情通工)

ウ 信書便事業の参入要件の緩和【平成 20 年以降検討・結論】

現行の一般信書便事業では、クリームスキミングを防止する観点から全国にサービスを提供する義務を課す等の参入要件が設けられている。信書便事業に対する新規参入等を通じた競争促進により、利用者利便を一層向上させる観点から、参入要件の緩和を検討する。(情通工)

エ ユニバーサルサービスコストの算定に必要なデータの把握【平成 20 年度以降検討、平成 21 年度までに結論】

現在、郵便事業会社における会計制度は、他の一般の会社と同様に、会社法に基づいているところである。一方、郵便事業会社は、ユニバーサルサービスの提供義務を負っているという観点では、他の一般の会社とは異なる性質を持つ事業体であることから、イの検討結果も踏まえ、郵便事業会社等におけるユニバーサルサービスコストの算定に必要なデータについて検討し、当該データを同社から提供させる方法についても検討に着手し、結論を得る。(情通工)

オ 国際郵便におけるEMSの範囲に関する検討【平成19年度以降検討、平成21年度までに結論】

EMSについては、他の民間事業者によって国際エクスプレス便が競争市場で提供されていることや利用者のニーズ等を踏まえ、通関手続等において国際郵便として一般の貨物とは異なる簡易な取扱いを受けるEMSの範囲(重量、価格等)に関する検討に着手し、結論を得る。(情通工)